

長岡市監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成28年6月28日

長岡市監査委員	金山宏行
同	北村敏雄
同	柴野寛
同	五井文雄

1 監査の対象

財務部 財政課（新公会計制度準備室を含む。）

収納課

栃尾支所

2 監査の範囲

平成27年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

3 監査の期間

平成28年5月9日から5月19日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務の適法性、効率性について監査しました。

5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
財政課	適正に処理されてきました。
収納課	適正に処理されてきました。
栃尾支所 地域振興課	適正に処理されてきました。
栃尾支所 市民生活課	<p>次の事項のほかは、適正に処理されてきました。</p> <p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳出執行伺の今回執行額の未記入について <p>歳出執行伺の今回執行額欄に設計額を記入して伺うべきところ未記入で伺い、契約後に契約額を記入したもの</p>
栃尾支所 商工観光課	適正に処理されてきました。
栃尾支所 農林課	適正に処理されてきました。
栃尾支所 建設課	適正に処理されてきました。